The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	三種類の「なぜ」の根は一つか?
Author(s)	入江, 幸男
Citation	メタフュシカ. 2004, 35(2), p. 59-68
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9534
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

三種類の「なぜ」の根は一つか？

入江幸男

1 はじめに

これから二つのことを論じたい[1]。第一は、「なぜ」で始まる質問が次の三種類、つまり出来事の原因を問う「なぜ」と、行為の理由を問う「なぜ」と、信念の根拠を問う「なぜ」に分類できるということである。このことを示そうとするときに判断に迷ったことは、行為の正当性を問う「なぜ」をどのように位置づけるか、ということであった。第二は、これら三種類の「なぜ」は適用の対象が異なるだけであって、問答の関係は同質の一つのものであるのか、それとも問答の文の形式が似ているだけで、本来異質な三つの関係を扱うものであるのか、という問題である。

まずは、「なぜ」の問いを三種類に分類できることを示すために、それらを順番に考察しよう。

2 原因を問う「なぜ」

ある出来事ｐの原因を「なぜ、ｐか」と問うことができる。このとき　ｑ⊃ｐ、ｑ ⊢ｐ　と推論して「なぜなら、ｐだから（ｑなのです)」と答えたのだとしよう。このｐ⊃ｑは因果法則（ないしは因果法則に基づくもの）である。この因果法則には、自然的な因果法則だけでなく、社会的な因果法則もある。そこで、次のように分けることが出来る。

（1-1）自然的原因を問う「なぜ」

「なぜ地すべりがおきたのですか」「雨で地盤が緩んでいたからです」

---

[1] 「なぜ」疑問文については、これまでに拙論「問答の意味論と基礎付け問題」（『大阪大学文学部紀要』第37号、1997年3月）と「発話伝達の不可避性と問答」（『大阪大学文学部紀要』第43号、2003年3月所収）で論じてきた。これらの論文や本論文において、「なぜ」疑問文を取上げる背後にあるのは、知の基礎付け、ないし正当化の問題への関心である。

（1-2）社会的原因を問う「なぜ」

「なぜ就職状況が悪いのですか」「不景気だからです」

(1-1)が自然の因果法則に基づいて答えられるように、(1-2)の社会的原因の場合にも、「不景気ならば、就職状況が悪い」というような社会の一般的因果法則に基づいて答えられる。

3 行為の理由についての「なぜ」

次に、ある行為ｐを行う理由について「なぜｐするのか」と問うことが出来る。この理由についての「なぜ」は、次のように区別できるだろう。

（2-1）因果法則による説明

（2-1-1）自然的因果法則による説明

（2-1-2）社会的因果法則による説明

（2-2）社会的ルールによる説明

(2-1-1)で行為の理由を自然的因果法則によって説明するとは、例えば「なぜスピードを落とすのですか」という問いに「カーブを曲がるためです」と答えるときに、「スピードを落とさなければ、カーブを曲がることは出来ない」というような因果法則（ないし因果法則に基づく命題）が前提になっているということである。(2-1-2）で行為の理由を社会的因果法則によって説明するとは、例えば、「なぜ、貨幣供給量を増やすのか」という問いに「デフレを緩和するためです」と答えるときに、「貨幣供給量が増大するならば、物価は上昇する（あるいは、下落が緩和する)」というような社会的因果法則が前提になっているということである。ただし、自然的因果法則の場合にも、社会的因果法則の場合にも、より精確に言うならば、因果法則が行為の理由であるというよりも、〈「因果法則がある」と信じていること〉が、行為を行う理由になっている。

（2-2）で行為の理由を社会的ルールによって説明するとは、例えば「なぜ、梅田までの切符を買うのですか」という問いに「梅田に行きたいからです」と答えるときに、「電車に乗るためには、目的地までの切符を買わなければならない」という社会的ルールが前提になっているということである。この場合にも、精確に言うならば、この社会的ルールの存在よりも、〈この社会的ルールの存在を信じていること〉が、行為の理由である。

念のためにここで、社会的ルールと社会的因果法則の違いについて二点確認しておきたい。

(ｉ)社会的ルールは、規約によって成立するが、社会的因果法則は、規約によって成立するのではない。たとえば、「不景気になると、自殺者が増える」「ガソリンの値段が上がると、ガソリンの消費量が落ち込む」などの社会的因果法則は、規約によって成立するのではない。

(ii)社会的ルールは、各人がそれを信じることによって、ルールとして成立するのだが、社会的因果法則は、各人がそれを信じていなくても、因果法則として成立する。

4 正当性を問う「なぜ」はどれに分類されるのか

行為の理由を問う「なぜ」について詳しく分類して検討したのは、正当性を問う「なぜ」を

どう扱うべきか、つまり行為の理由を問う「なぜ」に分類すべきなのか、根拠を問う「なぜ」に分類すべきなのか、それとも第四の分類項目として独立に扱うべきなのかについて、明確な答えを出すために行為の理由を問う「なぜ」について明確な理解を得ておく必要があったからである。一般に正当性を問う「なぜ」は、次の二つに区別できる。

(1)行為の正当性を問う「なぜ」

(2)ルールの正当性を問う「なぜ」

（1） 行為の正当性を問う「なぜ」について

おそらく我々は、全ての行為について様々な意味でその正当性を問うことができる。そして、その問いに答えるときには、規範的ルールに基づいて答えることになる。例えば「なぜ本を貸し出しできないのですか」という問いに「もう６時半ですから」と答えるとき、〈図書の貸し出しは６時迄である〉という規範的ルールと、〈今、６時半である〉という事実の二つが前提となって、〈貸し出しできない〉ということが結論となる、推論が行われている。このとき、二つの前提のうちのどちらの前提も、〈貸し出ししないという行為〉ないし〈「貸し出しできません」という発話行為〉を正当化するものだといえる。

ちなみに、おそらく（上述の(2-2)を含めて）すべての社会的なルールは、同時に規範的ルールでもあると言えるだろう。それゆえに、我々は、同じ社会的ルールにもとづいて、行為の目的を説明することもあれば、行為の正当性を説明することもある。たとえば、今仮にある社会的ルールが「ｐを実現するためには、ｑを実現しなければならない」という形式だとしよう。次の問答は、このルールにもとづいて、目的を説明することになっている。

「なぜ、ｑを実現するのですか」「なぜならｐを実現するためです」

そして、次の問答は、ｑを実現することの要求を正当化する問答である。

「なぜ、ｑを実現しなければならないのですか」「なぜなら、ｐを実現するためです」

このように同じ社会的ルールに基づいて、行為の目的を説明することも、行為の正当性を説明することも出来るのである。そこで、行為の正当性を問う「なぜ」は、行為の理由を問う「なぜ」の一種であるように思われることになる。しかし、そうではないことを次に確認しよう。

行為の正当性を問う「なぜ」は、一般的に次の二つの形式をとる。

「なぜ、ｘは、・・・しなければならないのですか」

「なぜ、ｘは、・・・できるのですか」

「ｘ」には「私」や「あなた」が入ることが多いと思われるが、しかし第三者の行為の正当性について問うことも可能であるし、また組織や集団の行為の正当性について問うことも可能である。これらにおいて、「ｘが・・・しなければならない」と「ｘが・・・できる」は、ｘの行為について述べているのだが、行為自体を記述しているのではなくて、行為が義務であること、ないし許可されていること、を述べている。従って、これらは行為についての価値判断であるといえるだろう。この正当性を問う「なぜ」は、価値判断の根拠を問うものである。従ってこれは根拠の「なぜ」に属することになるだろう。

（２）ルールの正当性を問う「なぜ」について

ルールの正当性を問う「なぜ」は、行為の正当性を問うこととは異質なことであるように見えるのだが、これは以下に示すように、行為の正当性を問う「なぜ」に還元することが出来る。

今仮に社会的ルールが「ｐを実現するためには、ｑを実現しなければならない」という形式になるとしよう。たとえば、「本の貸し出しは、６時までである」を、この形式で言い直せば、「本の貸し出しを実現するためには、６時までに貸し出し手続を実現しなければならない」となる。このとき、このルールに関する「なぜ」の次の問いは、三つの意味を持ちうる。

「なぜ、本の貸し出しは、６時までなのですか」

①「本の貸し出しが６時までである、と決められた理由は何ですか」

②「本の貸し出しが６時までである、と決めた行為の正当性は何ですか」

③「本の貸し出しが６時までである、というルールの正当性は何ですか」

①は、（ある人、ないし集団が）ルールをそのように決めたという行為の理由を問うている。この①の意味で質問が行われているのならば、これは正当性を問う「なぜ」ではなく、行為の理由を問う「なぜ」である。②の意味で質問が行われているのならば、これは行為の正当性を問う「なぜ」である。③はある命題がルールであることの正当性を問うものであり、この意味で理解されたとき、この「なぜ」はルールの正当性を問う「なぜ」だといえるだろう。ところで、ある命題がルールとして正当であるとは、それに従わなければならないということである。従って、この問いは、次のように言い換えることができるだろう。

④「なぜ我々は、そのルールに従わなければならないのか」

④は、「我々」の行為の正当性を問うものである。③は「我々」に言及していないが、④は「我々」に言及しているという違いがある。しかし、社会的ルールは、つねにある社会（集団や組織）のルールであり、ここでの「我々」はその社会（集団や組織）の構成員のことである。③の中の「ルール」はつねに「社会構成員にとってのルール」であり、この「社会構成員」が「我々」である。つまり、③のなかでも、「我々」は潜在的に言及されていると考えられる。従って、③と④は同義であると考えられる。従って、社会的ルールの正当性を問う「なぜ」は、行為の正当性を問う「なぜ」に還元することができるのである。

行為の正当性を問う「なぜ」は、規範的ルールによって答えられるが、この規範的ルールの正当性についての問い、つまり③のような問いは④に還元され、④の答えはさらに別の規範的ルールによって答えられることになる。では、このような遡行を続けると、いずれはそれ以上遡りえない最終的な規範的ルールに辿り着くだろう（それが一つであるか、複数であるかは、今は問わない）。そのとき、その最終的な規範的ルールの正当性への問いに対して、どのように答えることが出来るだろうか。もし答えられないとすれば、その規範的ルールの正当性は失われ、それに基づいている別の規範的ルールの正当性も失われ、…… その系列に属する全ての規範的ルールの正当性は失われる、ということになるだろう。

この特徴は、根拠の「なぜ」の特徴でもある。根拠の「なぜ」に答えられないとき、我々は、

その主張を撤回しなければならなくなる。これに対して、原因や理由を問う「なぜ」の場合には、答えられなくとも、その出来事や行為が成立していることを否定する必要はない。このこともまた、正当性を問う「なぜ」を根拠の「なぜ」の一種とみなすことの論拠になるだろう[2]。

５　根拠の「なぜ」の分析

最後に、信念の根拠を問う「なぜ」について説明しよう。信念や認識や主張の根拠を問う「なぜ」に答える方法は、次の二つに分けられる。

(3-1) 推論によって根拠付けが行われる場合

(3-2) 判断以外のものに基づいて根拠付けが行われる場合

(3-1)は、「なぜｐか」に対して、ある別の判断ｑから推論によってｐを導出できるときに「なぜならｑだから」と答える方法である。この場合のｑとｐの関係は、根拠と帰結の関係の典型例である。

(3-2)は、もはやそれ以上別の判断に遡ることが出来ないときに、判断以外のものに基づく場合である。例えば、ショーペンハウアーは、このようなものとして感性的直観にもとづく経験的真理と、悟性と感性の形式にもとづく先験的真理と、思考の形式的条件にもとづくメタ論理的真理（同一律と矛盾律と排中律と根拠律）の三種類を挙げていた[3]。我々は、これらの他にも、実践的知識、超越論的語用論的前提、問答論的必然性[4]、に基づいて信念を根拠付けるという議論を想定することができる。感性と悟性のアプリオリな形式に基づく先験的真理を認められるかどうか、基本的な論理規則を〈理性の思考の条件〉といったものに基づけることができるかどうか、については別途批判的に吟味しなければならないが、これらの根拠付けの仕方そのものは、この(3-2)に属するものである。また、例えば「私は存在する」という主張については、内的な直観、実践的知識、超越論的語用論的前提、問答論的必然性などに基づいて ＜根拠付

---

[2] 原因の「なぜ」、理由の「なぜ」、根拠の「なぜ」についてのこのような問いの反復およびそこから生じる問題については、不充分ながら拙論「問答の意味論と基礎付け問題」（『大阪大学文学部紀要』第37号、1997年3月）で考察したので、ここではこれ以上触れない。

[3] ショーペンハウアーは『充足理由律に関する４つの根について』の中で、認識根拠を４種類に分けているが、これは根拠の「なぜ」に対する４つの答え方になっている。（１）論理的真理、これは、ある別の判断ｑから、推論によってｐを導出できることから、「なぜなら、ｑだから」と答えるやり方である。（２）経験的真理、これは、感覚ないし知覚にもとづいて、ｐと認識したことから、それに基づいて「なぜなら、そのように知覚したので」と答えるやり方である。（３）先験的真理、これは、例えば、「二直線は、空間を囲むことはない」「なにものも原因なしには生じない」であり、これらは悟性と感性の形式から成立する（カントの言う）「アプリオリな綜合判断」である。それゆえに、これらについて「なぜ」と問われたならば、たとえば「なぜなら、我々の悟性と感性の形式によって、このような認識が生まれるのである」と答えることになるだろう。（４）超論理的(metalogisch)真理、これは論理学の基礎となる判断であり、「理性のうちにある一切の思考の形式的諸条件」に基づく判断である。ショーペンハウアーはこのような判断として４つ（同一律、矛盾律、排中律、根拠律）をあげている。これらの命題について「なぜ」と問うたならば、ショーペンハウアーならば「なぜなら、理性のうちにある一切の思考の形式的諸条件によって、我々はこのように思考せざるを得ないのである」と答えるだろう。参照、生松敬三訳「根拠律の四つの根について」（『ショーペンハウアー全集１』白水社、1972年）第三十節―第三十三節。Vgl. Shopenhauer, *Sämtliche Werke,* Bd.1, Brockhaus Mannheim, 1988. S.106-110.

[4] 問答論的必然性については、拙論「問答論的矛盾」（文部省科学研究費共同研究報告書　課題番号10410004『コミュニケーションの存在論』、2001年3月）の参照を乞う。

け＞ようとする議論が考えられるが、いずれが正しいにせよ、これらの根拠付けの仕方は、(3-2)に属する。

６　「なぜ」の問いは三つである

「なぜ」の問いは、上述の三種類だけであると思われる。我々は平叙文で語ることができるどのような事柄ｐについても、「なぜｐなのか」と問うことができるだろう。ところで、平叙文で記述できる事柄を、①自然的出来事ないし状態、②心的作用および行為、③思考ないし言語の世界、に分けることが出来るとすると、①について「なぜ」と問うときには、原因を問うことになるだろう。②については、感覚や知覚や記憶について「なぜ」と問うときには、原因を問うことになり、感情、想像、意志、思考および行為について問うときには、理由を問うことになるだろう。そして③について「なぜ」と問うときには、根拠を問うことになる。思考の客観的な内容は③に属するが、思考作用が心的行為と見なされるときには②に属することになるので、「なぜ」によってその理由が問われる。また②の心的作用および行為が、自然的出来事と見なされるときには①に属することになるので、「なぜ」によってその原因が問われることになる。このように考えるとき、「なぜ」の問いは、原因と理由と根拠を問う三種類で尽きるように思われるのである[5]。以上では、まだ充分な論証であるとは言えないが、少なくとも言えることは、現在のところ反証例が見つからないということである。

７　三つの「なぜ」の根は一つか？　それらの同質性と差異性について

我々は「なぜ」の問いを、原因、理由、根拠を問う「なぜ」の三つに区別できることを見てきた。言語の発達史においても、幼児の言葉の発達の上から言っても、「なぜ …… なのか」「なぜなら …… だから」という問答の発生が先行し、その後「原因」「理由」「根拠」などの言葉が発生したのだと思われる。ただし、ここでは発達の上での順序ではなく、事柄の本質上、三つの「なぜ」の根が一つなのか、それとも三つなのかについて考察したい[6]。三つの「なぜｐなのか」の問いの違いは、「ｐ」が出来事であるか、行為（感情、想像、意思）であるか、信念（認識、主張）であるか、の違いだけなのだろうか。つまりこの問いが適用される対象の違いだけなのだろうか。答えによって明らかになる、原因-結果、理由-行為、根拠-帰結、とい

---

[5] ショーペンハウアーは前掲書『根拠律の四重の根について』において、根拠律を次の四つ、①生成の根拠律＝因果律、②認識の根拠律、③存在の根拠律、④行為の根拠律＝動機付けの法則、に区別している。この①②④はそれぞれ、原因を問う「なぜ」、根拠を問う「なぜ」、理由を問う「なぜ」に対応するものである。③の存在の根拠律とは、空間と時間の形式的関係であり、これを命題で表現した幾何学や算術は、カントにならってアプリオリな綜合判断と見なされている。我々は、幾何学や算術の定理についての「なぜ」は、根拠の「なぜ」に属し、事実としての空間と時間の形式に関しての「なぜ」は、原因を問う「なぜ」に属すると考えることができるのではないだろうか。

[6] ショーペンハウアーは、前掲書『根拠律の四つの根（四重の根）について』において、根拠律を四つに区別するが、「根拠律は、偶然に同じ判断に行き着いた四つの異なる根拠をもつ判断ではなく、四つの形態をとって現われる一つの根拠をもつ判断であって、私はそれを比喩的に、四重の根と呼んだ」（Ibid. S.110. 前掲邦訳p.146に手を加えた）。このようにショーペンハウアーは、四つの根拠律の根は一つである、と考えている。

う三種類の関係もまた、名前が異なるだけであって、本来同質の関係なのだろうか。それとも、これらの関係は本質的に異なるものであって、それらが ｑ⊃ｐ、ｑ ⊢ ｐという類似した推論構造を背後にもつことは、偶然の一致に過ぎないのだろうか。

（１） 原因−結果と理由−行為の関係について

ここで原因−結果と理由−行為の関係が同質であるかどうかという問題を検討する前に、この問題が、行為の因果説対反因果説という論争とどう関係するのかを確認しておきたい。＜行為の因果説が正しければ、理由−行為の関係は実は原因−結果の関係であることになり、反因果説が正しければ、この二つの関係は異質であることになる＞のではないだろう。なぜなら、行為の因果説とは、意図が行為の原因であるという主張であるが、厳密に言えば、意図の発生が行為の発生の原因である、という主張である。これに対して行為について「なぜ …… するのか」と問うときには、行為の理由（意図の内容）が問題になっており、意図の発生が問題になっているのではない。仮にある意図の発生がある行為の発生の原因であるとしても、行為の「なぜ」の問答によって明らかにすることが求められている理由−行為の関係は、その意図の内容と行為の内容との関係なのである。つまり、この二つの問題は、一方の答えから他方の答えを一義的に導出できるというような仕方で、直接的に結合しているものではないと思われる。

さて、原因−結果と理由−行為の二つの関係を比較しよう。原因−結果は、時間的な前後関係になるが、理由と行為は時間的な前後関係にはない。 意図の発生は行為に時間的に先行するかもしれないが、意図の内容は、行為の目的を述べたものであり、行為は目的の実現に時間的に先行するか、あるいは同時である。例えば、「なぜポンプを押しているの」と問われて「灯油をストーブに入れているんだよ」と答えるとき、行為はその目的の実現と同時である。つまり、時間関係を考慮するとき、この二つの関係は異質なものであり、一方を他方に還元することはできない。

この二つの関係にはもう一つ差異がある。行為の理由を説明するときにも、因果法則が使用されることがあるが、前述のように、精確に言うならば、因果法則やルールが存在していることではなく、それらが存在しているという信念が、行為の説明に必要なことなのである。この点でも、この二つの「なぜ」の一方を他方に還元すると言うことはできそうにない。

では、この二つの「なぜ」をともに、根拠の「なぜ」に還元する可能性についてはどうだろうか。

（２） 他の二つの関係を根拠−帰結の関係に還元できるのだろうか？

原因と結果の関係も、理由と行為の関係も、厳密な推論に仕上げられるならば、論理的な前提と結論の関係になるだろう。ゆえに、それは根拠と帰結の関係になるはずである。このことを原因−結果の関係を例に説明しよう。いま仮に「なぜＦａなのか」という問いに「なぜならＧａだから」と答えるときに、その背後には ∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）、Ｇａ ⊢Ｆａ という推論があり、∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）が因果法則であるとしよう。このときに、∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）と

Ｇａを比較して、もしＧａの方がより自明であれば、おそらく「なぜなら∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）だから」と答えることになるだろう。ところで、∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）はＦａの原因ではない。というのも、∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）という法則自体は、無時間的であるので、これとＦａの関係は、因果関係のような時間的な前後関係ではないからである。この答えが原因を答えているのではないとすると、この問いは原因を問う「なぜ」ではないことになる。しかし、「なぜＦａなのか」と問われて「なぜなら∀ｘ（Ｇｘ⊃Ｆｘ）だから」と答えるときにも、Ｆａという事実が成立していることを前提した上で、その成立の根拠（ないし広義の「原因」）を答えているのだといえる（ここでの「根拠」は、事実の成立根拠を意味するものであり、信念や主張が真である根拠を意味するものではない）。つまり「なぜＦａなのか」という問いに答えるときに重要なのは、その（狭義の）原因を示すことではなく、むしろより重要なことは、問われている出来事を結論とする推論構造を示すことであるように思われる。そして、同じことが、おそらく理由–行為の関係についても成り立つはずである。

一般的に言うと、いま仮に「なぜｐなのか」と問われて、ｑ⊃ｐ、ｑ⊢ｐという推論にもとづいて「なぜならｑだから」とか「なぜならｑ⊃ｐだから」と答えるとき、本来の精確な答えは「なぜなら、ｑ⊃ｐであり、またｑであるから、ｐなのである」という推論の全体を述べるものである。我々は、より自明である方の前提を述べることを省略して、「なぜならｑだから」とか「なぜならｑ⊃ｐだから」というような省略形で答えているにすぎない。このことは、三種類の「なぜ」の問答に妥当することである。そうだとすれば、三種類の「なぜ」の根は一つであり、それは問われている事柄を結論とするような推論構造を知ろうとすることである、といえるのではないだろうか。推論における前提と結論は、根拠–帰結の関係にあるので、原因を問う「なぜ」と理由を問う「なぜ」の問答は、厳密に答えられるときには、同時に根拠を問う「なぜ」の問答としても解釈できるものになっているということである。前提の中の法則となる命題（上の例ではｑ⊃ｐ）が、因果法則を表わしているときには、もう一方の前提（ｑ）が、問われていた事柄（ｐ）の原因となり、法則となる命題が、目的と手段の関係を表わしているときには、もう一方の前提と問われていた事柄の関係が、理由–行為の関係になるのである。

しかし、これに対しては次のような反論が考えられる。それは、原因と結果の関係、理由と行為の関係は、厳密な推論にはなりえないということである。なぜなら、それらには、デフォールトな条件が常に付きまとうからである。ゆえに、それらに関する推論は、必ずデフォールト推論になる。それに対して、根拠–帰結の論理的な関係が、単調推論つまり通常の演繹推論になるとすれば、これらは異質である。

たしかに、例えば、数学や論理学での定理の証明は単調推論である。しかし、経験的な判断の場合には、それらとその根拠となる判断との関係は、多くの場合にデフォールト推論になるのではないだろうか。従って、反論が指摘する推論の質的な差異は、それほど決定的なものとは思われない。では、三つの「なぜ」の問いは一つの共通の根をもち、それは推論構造を示すことである、と言えるのだろうか。

（３）　根拠の「なぜ」の(3-2)について

「なぜ」の問いへの答えは、通常は推論になるのだが、そうならないように思われるケースがある。それは、命題以外のものが根拠になる(3-2)の場合である。命題以外のものが根拠となるので、ふつうに考えると、これは推論の関係にはならない。それは根拠というよりも、原因であるようにも見えるのである。以下に詳しく説明しよう。

(3-1)の場合には、信念の発生の原因は、信念の根拠とは明確に異なる。たとえば、数学の定理の証明を友人に教えられたとすると、その定理についての信念の発生の原因は、友人に教わったことであるが、信念の根拠はその証明である。

しかし、(3-2)の信念が判断以外のものに基づいている場合には、信念の発生の原因と信念の根拠の区別は曖昧になる。たとえば、「これは白い」という判断の根拠が感覚である場合、この信念の発生の原因が、感覚であるということも出来そうである。この場合に、「これは白い」の判断の根拠は、その感覚と言うよりも、より精確に言えばその感覚の質であるというときにも、その感覚の質が「これは白い」という判断の発生の原因でもあると言うことも出来そうである。

同様のことは、「私が存在する」ということをある内的直観に基づいて主張する場合にも妥当する。この「私が存在する」という信念の根拠は、ある内的直観であるとも言えるが、この信念の発生の原因が内的直観であるとも言えそうである。つまり、「私は存在する」という信念の根拠と原因の区別が曖昧になる。

同様のことが、論理法則の根拠についても妥当する。その根拠は論者によって、理性の思考の条件と考えるか、超越論的語用論的前提と考えるか、などの違いがあるが、具体的な論証はすでにアリストテレスが述べていたこととあまり変わらない[7]。矛盾律を否定してみると、およそ何事かを考えたり、対話したりすることが不可能になるという仕方での論証である。このとき生じる事態は、矛盾律を真と見なさざるを得ないという根拠であるとも言えるし、原因であるとも言えるだろう。

このように(3-2)の「なぜ」は、原因の「なぜ」に似ているが、しかし次の点で異なっている。それは、〈白さ〉の感覚が発生するとき、つねに「これは白い」という判断が発生するわけではないということである。「これは白い」という判断（あるいは信念や認識）が生じるのは、「これは白いですか」とか「これは何色ですか」と問われて（あるいは自問して）、それに答えるときではないだろうか。そのような問いに答えようとするときに、我々はその感覚に問い合わせて、「これは白い」と答えるのである。このような問答において、＜問い合わされるもの＞が、感覚である。このような問答関係の中に組み込まれることによって、感覚は初めて判断の根拠/原因になりうるのである。

---

[7] アリストテレスは、『形而上学』第４巻第４章で、矛盾律を否定することが不都合に陥ることを示すという「弁駁的」(1006a8)な論証を行っている。

このように、「これは白い」という判断は、「これは何色か」とか「これは白いのか」などと問われたときに、感覚に問い合わせて得られる答えであるとすると、「なぜこれは白いといえるのか」という問いは、より精確には「『これは何色か』という問いに対して、なぜ『これは白い』と答えたのか？」という問いであるといえる。この問いに対して、ひとは例えば「なぜなら、私がもっている色の語彙の中で、「白」がもっとも、この感覚にふさわしいと思われたからである」と答えるかもしれない。この問いは、推論構造を明らかにしようとするというよりも、問答関係を明らかにしようとするものだといえるかもしれない。

ところで、推論構造と問答関係は、異質なものではない。むしろ、推論は問答関係の中でのみ可能になるものである。なぜなら、たとえば三段論法で二つの命題を前提として一つの命題を導出するが、しかし、その二つの命題から導出可能な命題は、論理的には無数にあるからである。その中から一つの命題を結論として取り出して推論を構成することが可能になるのは、ある問いに対する答えを導出するために、推論が行われているからである。

（4） むすび

残念ながら「三種類の「なぜ」の根は一つか」という問いに、ここでは答えを出すことは出来なかった。しかし、この問いに答えようとする過程で、三つの「なぜ」の特徴が明らかになってきた。この問いに果たしてどのような哲学的な意義があるのかまだ不確定であり、この問い自身がまだ形成途上にあるのかもしれない。しかし、この問いに取り組むことが、三つの「なぜ」を分析するための有効な視点を提供してくれることは確実であるので、改めてここに問題提起しておきたい。

（いりえゆきお　大阪大学大学院文学研究科教授）

［キーワード］
基礎付け問題　　討議倫理学　　行為論　　因果法則　　デフォールト推論